

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月28日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

1 相手方

足立区弘道在住者

2 訴えの要旨

足立区は、区営住宅の使用料を滞納し、住宅の使用許可を取消された相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 建物の明渡し
- (2) 訴訟費用の支払

3 訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。